

**【平成24年7月1日から令和2年9月30日までの確認申請物件の中間検査の特定工程等について】**

対象建築物				中間検査を実施する時期 (特定行程)
用途	階数	検査回数	構造	
住宅、長屋、共同住宅 (兼用・併用住宅含む)	3階以上	1回目	木造、 一部木造	屋根工事完了時
すべての用途	5階以上	1回目	共通事項	基礎配筋工事が完了した時点
			S造	1階建て方工事が完了した時点
		2回目	RC造	2階の床、はりの配筋工事が完了した時点
			SRC造	1階建て方工事が完了した時点 ※共同住宅の場合は2階床、はりの配筋工事が完了した時点となります。
			混構造	上記のS造、RC造及びSRC造に応じた工事が完了した時点

※法定の特定工程

同法第7条の3第1項第1号および同法施行令第11条により規定。

階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程で2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程が対象。

- ◆ 中間検査に合格しなければ、特定工程後の工程には着手できません。
- ◆ 工区が複数に分かれている場合は、各工区ごとに検査が必要です。
- ◆ 工程の円滑化を図るため、なるべく早い時期に検査担当者と検査の日程調整をお願いします。
- ◆ 工事監理者は中間検査時に立ち合いをお願いします。



所沢市マスコットキャラクター  
トコロん